

訪問看護 自己点検表

事業所名	
点検者職・氏名	
点検年月日	令和 年 月 日

- 各項目を確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしているものには「適」、そうでないものは「不適」にチェックをしてください。
- 該当しない項目については未記入のままにしてください。
- Ⅰ 人員基準からⅡ 運営基準までは、別に定める場合を除き、居宅介護サービス及び介護予防サービス共通とします。
 その際、介護予防サービスにおいては要介護を要支援に、訪問看護を介護予防訪問看護に、居宅サービス計画を介護予防サービス計画に、
 居宅介護支援事業者を介護予防支援事業者に、それぞれ読み替えてください。
- 根拠条文は、「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」、「新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定
 介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」を指します。
- この表の中で「指定訪問看護ステーション」とは病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所をいいます。
- この表の中で「指定訪問看護を担当する医療機関」とは病院又は診療所である指定訪問看護事業所をいいます。

点検項目		確認項目	具体的内容	点検結果		根拠条文	確認書類等
				適	不適		
I 人員基準							
1	従業者の員数	・利用者に対し、従業者の員数は適切ですか ・必要な資格を有していますか	看護職員（保健師・看護師・准看護師）を、常勤換算方法で、 2. 5以上配置している →別シート「勤務実績一覧表」を作成してください	☐	☐	基準第65条 第1項 予防基準65 条第1項	・勤務実績表、タイムカード ・勤務体制一覧表 ・勤務実績一覧表 ・資格証
			看護職員は必要な資格を有している	☐	☐		
2	管理者	・管理者は常勤専従ですか、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切ですか	常勤の保健師又は看護師である管理者を配置していますか	☐	☐	基準第66条 予防基準66 条	・管理者の雇用形態がわかる文書 ・管理者の勤務実績表、タイムカード
			管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務体制は適切である →下記の事項について記載してください ・兼務の有無（有・無） →「有」の場合の兼務先 ①同一事業所その他職種との兼務の場合 職種名：（ ） ②他事業所と兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所名：（ ） 職種名：（ ） 勤務時間数：（ ）	☐	☐		

点検項目	確認項目	具体的内容	点検結果		根拠条文	確認書類等
			適	不適		
Ⅱ 運営基準						
3	内容及び手続きの説明及び同意	・利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ていますか ・重要事項説明書の内容に不備等はありませんか	指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、看護師等の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得ている	☐	☐	基準第9条準用 予防基準51条の2 ・重要事項説明書（利用申込者又は家族の同意があったことがわかるもの） ・利用契約書
4	受給資格等の確認	・被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認していますか	被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間の確認を行っている	☐	☐	基準第12条準用 予防基準51条の2 ・介護保険番号、有効期限等を確認している記録等
5	心身の状況等の把握	・サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況把握に努めていますか	利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めている	☐	☐	基準第14条準用 予防基準51条の7 ・サービス担当者会議の記録
6	居宅介護支援事業者等との連携	・サービス担当者会議等を通じて介護支援専門員や他サービスとの密接な連携に努めていますか	指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めている	☐	☐	基準第69条 予防基準68条 ・サービス担当者会議の記録
7	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	・居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されていますか	居宅サービス計画に沿った指定訪問看護を提供している	☐	☐	基準第17条準用 予防基準51条の10 ・居宅サービス計画 ・訪問看護計画（利用者又は家族の同意があったことがわかるもの）
8	サービス提供の記録	・居宅サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されていますか ・サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されていますか	指定訪問看護を提供した際は、その提供日及び内容、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記録している	☐	☐	基準第20条準用 予防基準51条の13 ・居宅サービス計画 ・サービス提供記録
			利用者からの申出があった場合に、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供している	☐	☐	
9	利用料等の受領	・利用者からの費用徴収は適切に行われていますか ・領収書を発行していますか	法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、利用者から利用者負担分（1割、2割又は3割負担）の支払を受けている	☐	☐	基準第70条 予防基準70条 ・請求書控 ・領収証控
			法定代理受領サービスでない指定訪問介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定訪問介護に係る費用の額の間に、不合理な差額を設けていない	☐	☐	
			領収証を発行している	☐	☐	

点検項目	確認項目	具体的内容	点検結果		根拠条文	確認書類等
			適	不適		
10 指定訪問看護の具体的な取扱方針	・生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等（身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む）を行っていますか ・身体的拘束等を行う場合に要件（切迫性、非代替性、一時性）を全て満たしていますか ・身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか	利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていない	☐	☐	基準第72条 予防基準77条	・身体拘束の記録
		身体的拘束等を行う場合は要件（切迫性、非代替性、一時性）を全て満たしている	☐	☐		
		身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録している	☐	☐		
11 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	・利用者の希望、主治の医師の指示、心身の状況等を踏まえていますか ・療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載していますか ・居宅サービス計画にもとづいて訪問看護計画を立てられていますか ・利用者又はその家族への説明・同意・交付は行われていますか ・訪問看護報告書は作成されていますか	看護師等（この項目のみ准看護師を除く）は利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標やこの目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成している	☐	☐	基準第74条 予防基準77条	・主治医の指示及び居宅サービス計画に基づく訪問看護計画（利用者又は家族の同意があったことがわかるもの） ・アセスメントシート ・モニタリングシート ・訪問看護報告書
		訪問看護計画書は、居宅サービス計画等の内容書に沿って作成している	☐	☐		
		訪問看護計画書の主要な事項について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得て、交付している	☐	☐		
12 緊急時等の対応	・緊急事態が発生した場合、速やかに主治の医師に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じていますか	指定訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い指示を求める等必要な措置を講じている	☐	☐	基準第76条 予防基準72条	・運営規程 ・サービス提供記録
13 運営規程	・運営における以下の重要事項について定めていますか 1. 事業の目的及び運営の方針 2. 従業者の職種、員数及び職務の内容 3. 営業日及び営業時間 4. 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 5. 通常の事業の実施地域 6. 緊急時等における対応方法 7. 虐待の防止のための措置に関する事項 8. その他運営に関する重要事項	運営における左記の8項目について運営規程に定めている	☐	☐	基準第77条 予防基準73条	・運営規程

点検項目	確認項目	具体的内容	点検結果		根拠条文	確認書類等
			適	不適		
14 勤務体制の確保等	・サービス提供は事業所の従業者によって行われていますか ・資質向上のために研修の機会を確保していますか ・性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じていますか	サービス提供は、事業所の看護師等によって行っている	☐	☐	基準第32条準用 予防基準55条の2	・勤務体制一覧表及び勤務実績表 ・雇用の形態（常勤・非常勤）がわかる文書 ・研修計画、実施記録 ・ハラスメント対応方針、相談記録
		看護師等の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか	☐	☐		
		性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じていますか	☐	☐		
15 業務継続計画の策定	・感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じていますか ・従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を実施していますか ・定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っていますか	感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じている	☐	☐	基準第32条の2準用 予防基準55条の2	・業務継続計画 ・研修計画及び実施記録 ・訓練計画及び実施記録
		業務継続計画に以下の項目を定めている				
		ア 感染症にかかる業務継続計画 （１）平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） （２）初動対応 （３）感染症拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） イ 災害にかかる業務継続計画 （１）平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気等のライフラインが停止した際の対策、必需品の備蓄等） （２）緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） （３）他施設及び地域との連携	☐	☐		
		看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施している	☐	☐		
		定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っている	☐	☐		

点検項目	確認項目	具体的内容	点検結果		根拠条文	確認書類等
			適	不適		
16	衛生管理等	・感染症の発生又はまん延しないように次の措置を講じていますか ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催（おおむね6か月に1回以上）、その結果の周知 イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ウ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期実施 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図っている 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備している 看護師等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的（年1回以上＋新規採用時）に実施している 感染症が発生した場合を想定した訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に実施している	☐	☐	基準第33条 準用 予防基準55条の3	感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための ・委員会の記録 ・指針 ・研修の記録 ・訓練の記録
			☐	☐		
			☐	☐		
			☐	☐		
17	掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示している 事業所内に掲示することに加え、ウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム）に掲載・公表している	☐	☐	基準第34条 準用 予防基準55条の4	・掲示物 ・ウェブサイト
			☐	☐		
18	秘密保持等	・個人情報の利用に当たり、利用者（利用者の情報）及び家族（利用者家族の情報）から同意を得ていますか ・退職者を含む、従業者が利用者の秘密を保持することを誓約していますか サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ文書により得ている 従業者又は従業者であった者が正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じている	☐	☐	基準第35条 準用 予防基準55条の5	・個人情報の利用に関する同意書 ・従業者の秘密保持誓約書
			☐	☐		
19	広告	・広告は虚偽又は誇大となっていないですか 虚偽又は誇大な広告をしていない	☐	☐	基準第36条 準用 予防基準55条の6	・パンフレット ・チラシ ・web広告
20	苦情処理	・苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じていますか ・苦情を受付た場合、内容等を記録し、保存していますか 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じている 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し保存している	☐	☐	基準第38条 準用 予防基準55条の8	・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル
			☐	☐		

点検項目	確認項目	具体的内容	点検結果		根拠条文	確認書類等
			適	不適		
21 事故発生時の対応	・市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡していますか ・事故状況、事故に際して採った処置が記録されていますか ・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っていますか	指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じている	☐	☐	基準第40条 準用 予防基準55条の10	・市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの ・事故に際して採った処置の記録 ・損害賠償の実施状況がわかるもの
		事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録・保存している	☐	☐		
		賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っている	☐	☐		
22 虐待の防止	・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じていますか ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の訪問看護師等への周知 イ 虐待の防止のための指針の整備 ウ 虐待の防止のための研修の定期実施 ・上記の措置を適切に実施するための担当者を置いていますか	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図っている	☐	☐	基準第40条 準用 予防基準55条の10	虐待防止のための対策に関する ・委員会の記録 ・指針 ・研修計画及び実施記録 ・担当者を設置したことが分かる文書
		虐待の防止のための指針を整備している	☐	☐		
		看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上＋新規採用時）に実施している	☐	☐		
		上記の措置を適切に実施するための専任の担当者を置いている	☐	☐		

従業者の勤務実績表

事業所名		
サービスの種類	(介護予防)訪問看護	
当該事業所における常勤の従業者(1人当たり)が1週間に勤務すべき時間数	時間	

(令和 年 月分)

【運営指導月の前々月分】

職 種 (全職員について 記載すること)	勤務形態	氏 名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の 合計	週平均 の勤務 時間	常勤換算後 の人数	1月分の サービス 提供時間 ※3	備 考 (職種に必要な資格 や兼務状況を明記す ること)
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28					
			曜日																																
1																													0.0	0.0					
2																													0.0	0.0					
3																													0.0	0.0					
4																													0.0	0.0					
5																													0.0	0.0					
6																													0.0	0.0					
7																													0.0	0.0					
8																													0.0	0.0					
9																													0.0	0.0					
10																													0.0	0.0					
11																													0.0	0.0					
12																													0.0	0.0					
13																													0.0	0.0					
14																													0.0	0.0					
15																													0.0	0.0					
16																													0.0	0.0					
17																													0.0	0.0					
18																													0.0	0.0					
19																													0.0	0.0					
20																													0.0	0.0					

注1: 「勤務形態」欄は、常勤・専従の場合は「A」、常勤・兼務の場合は「B」、非常勤・専従の場合は「C」、非常勤・兼務の場合は「D」と記入するか、プルダウン選択で入力すること。

注2: 勤務時間数を1日毎に記入すること。公休の場合は「×」を記入、その他は内容が分かる表記とすること。(例: 有給休暇 → 「有休」、育児休暇 → 「育休」等)

注3: 「1月分のサービス提供時間」欄には、障害者自立支援法の指定居宅介護に係るサービス提供の時間を含め、4週分ではなく1月分のサービス提供時間数を記入すること。

従業者の勤務実績表

事業所名	
サービスの種類	(介護予防)訪問看護
当該事業所における常勤の従業者(1人当たり)が1週間に勤務すべき時間数	40 時間

(令和 〇 年 〇 月 分)

【運営指導月の前々月分】

職 種 (全職員について 記載すること)		勤務形態	氏 名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の 合計	週平均 の勤務 時間	常勤換算後 の人数	1月分の サービス 提供時間 ※3	備 考 (職種に必要な資格 や兼務状況を明記す ること)											
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28																
				曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土						日										
1	管理者	B 常勤・兼務	●田 ●男	有休	4.0	×	4.0	×	4.0	4.0	4.0	×	×	×	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	×	4.0	4.0	×																								
2				兼務の職種別に勤務時間を区分して、職種別に表記すること																																											
3	看護職員	B 常勤・兼務	●田 ●男	有休	4.0	×	4.0	×	4.0	4.0	4.0	×	×	×	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	×	4.0	4.0	×																								
4																																															
5	看護職員	A 常勤・専従	◇川 ◇花	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	×	×	有休	有休	育休	育休	育休	育休	育休	育休	育休	育休	育休	育休	育休																								
6	看護職員	A 常勤・専従	○富 ○恵	8.0	8.0	×	8.0	8.0	8.0	×	×	8.0	8.0	×	8.0	8.0	8.0	×	8.0	×	8.0	8.0	8.0																								
7	看護職員	C 非常勤・専従	▲下 ▲子	8.0	8.0	8.0	×	×	×	×	8.0	8.0	8.0	×	×	×	×	8.0	8.0	8.0	×	×	×																								
8	看護職員	C 非常勤・専従	○沼 ▲香	×	6.0	6.0	6.0	×	×	6.0	6.0	×	×	6.0	6.0	×	×	6.0	6.0	6.0	×	6.0	×																								
9																																															
10																																															
11																																															
12																																															
13																																															
14																																															
15																																															
16																																															
17																																															
18																																															
19																																															
20																																															

注1: 「勤務形態」欄は、常勤・専従の場合は「A」、常勤・兼務の場合は「B」、非常勤・専従の場合は「C」、非常勤・兼務の場合は「D」と記入するか、プルダウン選択で入力すること。

注2: 勤務時間数を1日毎に記入すること。公休の場合は「×」を記入、その他は内容が分かる表記とすること。(例:有給休暇 → 「有休」、育児休暇 → 「育休」等)

注3: 「1月分のサービス提供時間」欄には、障害者自立支援法の指定居宅介護に係るサービス提供の時間を含め、4週分ではなく1月分のサービス提供時間数を記入すること。

加算・減算等一覧

訪問看護	算定した加算・減算等の名称

※運営指導実施月の前々月から過去1年間で算定した加算・減算の名称(サービスコード表の「サービス内容略称」)を記載してください。

点検項目	確認事項	点検結果		確認書類等	点検結果		
		※該当している場合は ■としてください			適	不適	
Ⅲ 介護給付費関係							
23	20分未満の訪問看護	20分未満の訪問看護	☐	該当	サービス提供記録	☐	☐
		居宅サービス計画又は訪問看護計画に20分以上の保健師又は看護師による訪問看護を週1回以上含む	☐	該当	居宅サービス計画 訪問看護計画	☐	☐
		サービス提供を24時間行うことができる体制	☐	該当		☐	☐
		緊急時訪問看護加算体制の届出	☐	該当		☐	☐
24	理学療法士等の訪問	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問	☐	該当	サービス提供票	☐	☐
		毎回の訪問時において記録した訪問看護記録書等を用い、看護職員との間で利用者の状況、実施した内容の共有	☐	該当	サービス提供記録	☐	☐
		訪問看護計画書及び報告書は看護職員と理学療法士等が連携して作成	☐	該当	訪問看護計画書	☐	☐
		主治医に提出する計画書は理学療法士等が実施する内容も一体的に記載	☐	該当	訪問看護計画書及び報告書	☐	☐
		主治医に提出する報告書は理学療法士等が提供した訪問看護の内容とその結果等を記載した文書を添付	☐	該当	訪問看護報告書	☐	☐
		複数事業所から訪問看護を受けている利用者について、事業所間で連携を図って計画書及び報告書を作成	☐	該当		☐	☐
		利用開始時及び状態の変化等に合わせて、定期的な看護職員による訪問による利用者の状態の適切な評価	☐	該当		☐	☐
25	准看護師の訪問	准看護師による訪問看護（単位数90/100）	☐	該当	居宅サービス計画 サービス提供記録	☐	☐

点検項目	確認事項	点検結果		確認書類等	点検結果	
		※該当している場合は ■としてください			適	不適
26 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携	連携する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所名等の届出	☐	該当		☐	☐
	サービス提供を24時間行うことができる体制	☐	該当		☐	☐
	緊急時訪問看護加算体制の届出	☐	該当		☐	☐
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定をしていない	☐	該当		☐	☐
27 高齢者虐待防止未実施減算	虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない	☐	該当	委員会の記録	☐	☐
	虐待防止のための指針の整備をしていない	☐	該当	指針	☐	☐
	虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない	☐	該当	研修計画及び実施記録	☐	☐
	上記を適正に実施するための担当者を置いていない	☐	該当	設置したことがわかる文書	☐	☐
28 業務継続計画未策定減算 ※令和7年4月1日から適用	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない	☐	該当	業務継続計画 研修計画及び実施記録 訓練計画及び実施記録	☐	☐
29 夜間加算	計画に位置付けられたサービス開始時刻が18時～22時の間	☐	該当	居宅サービス計画書 サービス提供記録	☐	☐
30 早朝加算	計画に位置付けられたサービス開始時刻が6時～8時の間	☐	該当	居宅サービス計画書 サービス提供記録	☐	☐
31 深夜加算	計画に位置付けられたサービス開始時刻が22時～6時の間	☐	該当	居宅サービス計画書 サービス提供記録	☐	☐
32 複数名訪問加算（Ⅰ）	一人で看護を行うことが困難な場合	☐	該当	居宅サービス計画書	☐	☐
	利用者又は家族等の同意	☐	該当	訪問看護計画書	☐	☐
	両名とも保健師、看護師、准看護師又はPT、OT、ST	☐	該当	サービス提供記録	☐	☐

点検項目	確認事項	点検結果		確認書類等	点検結果	
		※該当している場合は ■としてください			適	不適
33 複数名訪問加算（Ⅱ）	一人で看護を行うことが困難な場合	☐	該当	居宅サービス計画書	☐	☐
	利用者又は家族等の同意	☐	該当	訪問看護計画書	☐	☐
	看護職員等と看護補助者による訪問	☐	該当	サービス提供記録	☐	☐
	看護補助者は訪問看護事業所に雇用されている者	☐	該当	雇用契約書	☐	☐
34 長時間訪問看護加算	1時間30分以上の訪問看護	☐	該当	サービス提供記録	☐	☐
	以下のいずれか。 1 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態 2 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 3 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 4 真皮を越える褥瘡の状態 5 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	☐	該当	主治医の指示書	☐	☐
35 同一建物減算	①事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物に居住する利用者に対するサービス提供 ※③に該当する場合は除く	☐	該当	利用者一覧表	☐	☐
	②事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対するサービスの提供 ※ ①③以外の建物を指す	☐	該当		☐	☐
	③上記①の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月当たり事業所における1月当たり50人以上の場合	☐	該当		☐	☐
36 特別地域訪問看護加算	厚生労働大臣の定める地域に所在する事業所	☐	該当		☐	☐
37 中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域	☐	該当		☐	☐

点検項目		確認事項	点検結果		確認書類等	点検結果	
			※該当している場合は ■としてください			適	不適
38	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	☐	該当		☐	☐
39	緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	看護に関する相談に24時間常時対応できる体制	☐	該当		☐	☐
		利用者又はその家族等の同意	☐	該当	同意がわかるもの	☐	☐
		同じ月の2回目以降は早朝・夜間、深夜加算の算定である	☐	該当	サービス提供票	☐	☐
		他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定をしていない	☐	該当		☐	☐
		24時間連絡体制加算(医療保険)の算定をしていない	☐	該当		☐	☐
		緊急時訪問における看護業務の負担の軽減の取組をしている	☐	該当		☐	☐
		緊急時訪問看護加算（Ⅱ）を算定していない	☐	該当		☐	☐
40	緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	看護に関する相談に24時間常時対応できる体制	☐	該当		☐	☐
		利用者又はその家族等の同意	☐	該当	同意がわかるもの	☐	☐
		同じ月の2回目以降は早朝・夜間、深夜加算の算定である	☐	該当	サービス提供票	☐	☐
		他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定をしていない	☐	該当		☐	☐
		24時間連絡体制加算(医療保険)の算定をしていない	☐	該当		☐	☐
		緊急時訪問看護加算（Ⅰ）を算定していない	☐	該当		☐	☐

点検項目		確認事項		点検結果		確認書類等	点検結果	
				※該当している場合は ■としてください			適	不適
41	特別管理加算（Ⅰ）	在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	☐	該当	主治医の指示書	☐	☐	
		計画的な管理の実施	☐	該当		☐	☐	
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算の算定をしていない	☐	該当		☐	☐	
		医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算の算定をしていない	☐	該当		☐	☐	
		他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定をしていない	☐	該当		☐	☐	
		症状が重篤の場合、速やかに医師による診療の受診ができるような支援	☐	該当		☐	☐	
		特別管理加算（Ⅱ）を算定していない	☐	該当		☐	☐	
42	特別管理加算（Ⅱ）	以下のいずれか。 1 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 2 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 3 真皮を越える褥瘡の状態 4 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	☐	該当	主治医の指示書	☐	☐	
		計画的な管理の実施	☐	該当		☐	☐	
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算の算定をしていない	☐	該当		☐	☐	
		医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算の算定をしていない	☐	該当		☐	☐	
		他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定をしていない	☐	該当		☐	☐	
		症状が重篤の場合、速やかに医師による診療の受診ができるような支援	☐	該当		☐	☐	
		特別管理加算（Ⅰ）を算定していない	☐	該当		☐	☐	

点検項目	確認事項	点検結果		確認書類等	点検結果	
		※該当している場合は ■としてください			適	不適
43 専門管理加算	次の 1 または 2 のいずれか			研修の修了証		
	1 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師の配置					
	2 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2 第2 項第5号に規定する指定研修機関において、同項第 1 号に規定する特定行為のうち訪問看護において専門の管理を必要とするものに係る研修を修了した看護師の配置	□	該当		□	□
	1 月に 1 回を限度に算定	□	該当		□	□
	研修を受けた看護師が、定期的（1 月に 1 回以上）に訪問看護を行うとともに、当該利用者に係る訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っている	□	該当	サービス提供記録	□	□
	1 の場合、以下のいずれかに該当 ・悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者 ・真皮を越える褥瘡の状態にある利用者（重点的な褥瘡管理を行う必要が認められる利用者（在宅での療養を行っているものに限る。）にあっては真皮まで状態の利用者） ・人工肛門若しくは人工膀胱周囲の皮膚にびらん等の皮膚障害が継続若しくは反復して生じている状態にある利用者 ・人工肛門若しくは人工膀胱のその他の合併症を有する利用者	□	該当		□	□
	2 の場合、以下に該当 ・保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203号）第37条の2 第2 項第1号に規定する特定行為に係る同項第2号に規定する手順書の交付対象となった利用者（医科診療報酬点数表の区分番号C007に掲げる訪問看護指示料の注3を算定する利用者に限る。）	□	該当		□	□

点検項目	確認事項	点検結果		確認書類等	点検結果	
		※該当している場合は ■としてください			適	不適
44 ターミナルケア加算	24時間連絡及び訪問の体制	☐	該当		☐	☐
	ターミナルケア提供において以下の記録がなされている。 ・ 終末期の身体症状の変化及び看護についての身体状況の変化等必要な記録 ・ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過 ・ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向に基づくアセスメント及び対応の経過	☐	該当	サービス提供記録	☐	☐
	厚労省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応している	☐	該当		☐	☐
	主治医と連携のもとターミナルケア計画及び支援体制を利用者及び家族に説明し同意を得ている	☐	該当	ターミナルケア計画	☐	☐
	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上 of ターミナルケアの実施又は、ターミナルケア後24時間以降の死亡	☐	該当		☐	☐
	他の医療及び介護関係者との十分な連携	☐	該当		☐	☐
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定をしていない	☐	該当		☐	☐
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおけるターミナルケア加算の算定をしていない	☐	該当		☐	☐
	医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算の算定をしていない	☐	該当		☐	☐
45 遠隔地死亡診断補助加算	情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師を配置	☐	該当		☐	☐
	医科診療報酬点数表の区分番号のC001の注8に規定する死亡診断加算を算定する利用者（別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限る。）	☐	該当		☐	☐
	研修を受けた看護師が、主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて、「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」に基づいて医師の死亡診断を補助	☐	該当	主治医の指示書	☐	☐
	死亡月に算定	☐	該当		☐	☐

点検項目	確認事項	点検結果		確認書類等	点検結果	
		※該当している場合は ■としてください			適	不適
46 初回加算（Ⅰ）	利用者に対し過去2月に、訪問看護の提供を行っていない場合で、新規に訪問看護計画を作成	☐	該当	別表1を作成すること	☐	☐
	病院、診療所から退院又は介護保険施設から退所した日に初回の訪問看護を実施	☐	該当		☐	☐
	初回加算（Ⅱ）を算定していない	☐	該当		☐	☐
47 初回加算（Ⅱ）	利用者に対し過去2月に、訪問看護の提供を行っていない場合で、新規に訪問看護計画を作成	☐	該当	別表1を作成すること	☐	☐
	病院、診療所から退院又は介護保険施設から退所した日の翌日以降に初回の訪問看護を実施	☐	該当		☐	☐
	初回加算（Ⅰ）を算定していない	☐	該当		☐	☐
48 退院時共同指導加算	看護師等（准看護師を除く）が退院時共同指導（病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治医その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供）を実施	☐	該当	サービス提供記録	☐	☐
	初回加算を算定していない	☐	該当		☐	☐
	テレビ電話装置等を活用して退院時共同指導を行う場合、利用者等の同意を得た上で、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守して実施	☐	該当		☐	☐
49 看護・介護職員連携強化加算	たん吸引等の業務実施の登録を受けた訪問介護事業所との連携	☐	該当		☐	☐
	看護職員が訪問介護員に同行して業務の実施状況について確認、又は看護職員が安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席し、訪問看護記録書に記録	☐	該当	サービス提供記録 会議記録	☐	☐
	サービス提供を24時間行うことができる体制	☐	該当		☐	☐
	緊急時訪問看護加算体制の届出	☐	該当		☐	☐

点検項目	確認事項	点検結果		確認書類等	点検結果	
		※該当している場合は ■としてください			適	不適
50 看護体制強化加算（Ⅰ）	1 算定日が属する月の前6月において、利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が5割以上	☐	該当	加算別表2を作成すること	☐	☐
	2 算定日が属する月の前6月において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の割合が2割以上	☐	該当		☐	☐
	3 算定日が属する月の前12月において、ターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上	☐	該当		☐	☐
	4 訪問看護を提供する従業者の内、看護職員の割合が6割以上	☐	該当		☐	☐
	5 利用者又はその家族の同意	☐	該当		☐	☐
	6 上記1～4の割合及び人数について継続的に維持し、その割合及び人数を台帳等により毎月記録している	☐	該当		☐	☐
51 看護体制強化加算（Ⅱ）	1 算定日が属する月の前6月において、利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が5割以上	☐	該当	加算別表2を作成すること	☐	☐
	2 算定日が属する月の前6月において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の割合が2割以上	☐	該当		☐	☐
	3 算定日が属する月の前12月において、ターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上	☐	該当		☐	☐
	4 訪問看護を提供する従業者の内、看護職員の割合が6割以上	☐	該当		☐	☐
	5 利用者又はその家族の同意	☐	該当		☐	☐
	6 上記1～4の割合及び人数について継続的に維持し、その割合及び人数を台帳等により毎月記録している	☐	該当		☐	☐

点検項目	確認事項	点検結果		確認書類等	点検結果	
		※該当している場合は ■としてください			適	不適
52 口腔連携強化加算	1 訪問看護事業所の従業者が、利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科点数表のC000歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている	☐	該当	加算別表3を作成すること	☐	☐
	2 他の介護サービス事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない	☐	該当		☐	☐
	3 当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していない	☐	該当		☐	☐
	4 当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していない	☐	該当		☐	☐
	5 口腔の健康状態の評価をそれぞれの利用者について行い、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供	☐	該当	情報提供書	☐	☐
	6 1月に1回を限度に算定	☐	該当		☐	☐
53 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	看護師等ごとに研修の計画策定、実施	☐	該当	加算別表4を作成すること	☐	☐
	利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催を定期的（1月に1回以上）に開催	☐	該当	会議記録	☐	☐
	全員に定期的な健康診断の実施	☐	該当		☐	☐
	看護師等の総数の内、勤続7年以上の者が3割以上	☐	該当		☐	☐

点検項目	確認事項	点検結果		確認書類等	点検結果	
		※該当している場合は ■としてください			適	不適
54 サービス提供体制強化加算 （Ⅱ）	看護師等ごとに研修の計画策定、実施	☐	該当	加算別表 4 を作成すること	☐	☐
	利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催を定期的（1 月に 1 回以上）に開催	☐	該当	会議記録	☐	☐
	全員に定期的な健康診断の実施	☐	該当		☐	☐
	看護師等の総数の内、勤続 3 年以上の者が 3 割以上	☐	該当		☐	☐
55 医療保険の訪問看護を利用している場合の減算	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携	☐	該当		☐	☐
	急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の、主治の医師（老健の医師を除く）の特別の指示	☐	該当		☐	☐
	（医療機関の訪問看護の場合） 頻回の訪問看護が必要な理由、その期間等を診療録に記載	☐	該当		☐	☐
56 理学療法士等の訪問における 12月を超えた場合の減算	事業所における前年度の前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている	☐	該当		☐	☐
	緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算を算定していない	☐	該当		☐	☐

加算別表 1

初回加算（Ⅰ）（Ⅱ）

1. 初回加算を算定した利用者

運営指導日の前々月の状況（該当がない場合は事例のある直近の月）

利用者名	訪問看護計画作成日	過去の訪問看護 の提供の有無	前回の提供日	病院、診療所からの 退院日	初回訪問看護提供日

加算別表 2

看護体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）

(1) 緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合

	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
① 実利用者数の総数													(人)
② ①のうち緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数													(人)
②/①							#####	#####	#####	#####	#####	#####	(%)

※①及び②の実利用者数は、当該事業所が提供する訪問看護を2回以上利用した者又は当該事業所で当該加算を2回以上算定した者であっても、1として数えてください。そのため、①及び②の割合の算出において、利用者には当該指定訪問介護事業所を現に利用していない者も含まれます。

(2) 特別管理加算を算定した利用者の割合

	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
① 実利用者数の総数													(人)
② ①のうち特別管理加算を算定した実利用者数													(人)
②/①							#####	#####	#####	#####	#####	#####	(%)

※①及び②の実利用者数は、当該事業所が提供する訪問看護を2回以上利用した者又は当該事業所で当該加算を2回以上算定した者であっても、1として数えてください。そのため、①及び②の割合の算出において、利用者には当該指定訪問介護事業所を現に利用していない者も含まれます。

(3) ターミナルケア加算を算定した利用者

	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
ターミナルケア加算を算定した利用者												

(人)

(4) 看護職員の占める割合

	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
① 看護師等の総数（常勤換算）													(人)
② ①のうち、看護職員の総数（常勤換算）													(人)
②/①	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####	(%)

加算別表3 口腔連携強化加算

1. 連携歯科医療機関

	1	2
歯科医療機関名		
所在地		
歯科医師名		
歯科訪問診療科の 算定の実績の有無		
連絡先電話番号		

加算別表 4

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

看護師等の勤続年数要件について

【前年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計（人）
(1) 看護師等の総数（常勤換算）												0.0
(2) (1)のうち勤続年数7年以上の者の総数（常勤換算）												0.0
(2)/(1)												#DIV/0! (%)

- ※ 1 前年度（3月を除く）の平均を記入すること。
- ※ 2 勤続年数とは各月の前月末日時点における勤続年数をいう。
- ※ 3 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。
- ※ 4 前年度の実績が6月に満たない事業所については、届出を行った月以降の実績を提出してください。

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

看護師等の勤続年数要件について

【前年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計（人）
(1) 看護師等の総数（常勤換算）												0.0
(2) (1)のうち勤続年数3年以上の者の総数（常勤換算）												0.0
(2)/(1)												#DIV/0! (%)

- ※ 1 前年度（3月を除く）の平均を記入すること。
- ※ 2 勤続年数とは各月の前月末日時点における勤続年数をいう。
- ※ 3 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。
- ※ 4 前年度の実績が6月に満たない事業所については、届出を行った月以降の実績を提出してください。